

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス： CEPA 第4弾の締結～CEPA の評価と今後～

6月27日、中国と香港の間で、「経済・貿易緊密化協定(CEPA)」の補充協議書が締結された。2003年6月、当時、SARS や資産バブル崩壊の影響で低迷していた香港経済挺入れのために導入されたCEPAであるが、その後、数度にわたり補充規定が追加され、今回が第4弾ということになる。

今回の補充協議書のポイントは、①ゼロ関税適用対象範囲の拡大、②香港企業の中国進出における規制緩和(日本企業にとっては香港の子会社経由での中国進出を意味することになる)、③知的財産権保護における協力の確認であるが、同日発表された「CEPA/2006年度の更なる貿易開放措置」(香港工業貿易局)で、香港での人民元業務の拡大がコメントされたことも、これに加えていいだろう。

このうち、我々日系企業にとって関心が深いのは、②、特にサービス産業の規制緩和だろう。詳細は弊行香港支店作成の下図をご参照いただきたいが、運輸・物流で、香港の航空運輸販売代理企業が本土と同条件で本土内に進出できるようになったこと、香港の企業が独資で道路貨物運輸ステーションの運営や自動車のメンテナンスを行えるようになったこと、卸・小売で、書籍、新聞、薬品など、30店舗を超えるチェーン店が、WTO加盟時の公約ではメジャー出資が認められてない中、香港企業は65%を超えない範囲で出資できるようになったことなどがある。

振り返って見ればCEPAのメリットはWTOの開放スケジュールに先立ち、香港企業に、サービス産業での参入を認め、先行者利益を得させるものであった。この意味で日系企業にとっては、2004年12月の本土開放で1年の猶予しかなかった卸・小売業よりも2005年12月に国際貨運代理ライセンスが本格的に開放される輸送・物流業での活用のほうが中心となっていた。しかし、この日程を消化した今日では香港現法経由の中国出資を直接の出資に切り替えようと検討している動きもあるようだ。

WTO公約の実施時期が次々と到来し、CEPAを活用した支援の余地は小さくなっている。しかし、CEPAの目的、香港経済支援には見事に成功したし、なによりも香港の中国経済との一体化を物的にも精神的にも大きく進めたという意味で影響の大きい施策であったといえるだろう。

図表：サービス業に関する補充協議の主な内容

業種	制限項目	CEPA4	従来(～CEPA3)
観光・旅行業	営業範囲	広東省に設立された香港独資、合併の旅行会社が、広東省戸籍の住民に対し、試験的に香港・マカオへの団体旅行の手配サービス提供可	外資独資合併企業は中国公民の海外旅行(香港・マカオ地区含む)への旅行の手配不可
運輸・物流業	営業範囲	航空運輸：本土企業と同じ登録資本条件で、本土に独資の航空販売代理企業を設立可	外資企業は、独資の販売代理企業の設立、もしくは販売代理経営活動に従事不可
		道路貨物運輸ステーション：独資による企業を設立可	独資設立不可
		自動車メンテナンス：独資による企業を設立可	
卸・小売業	出資制限	30以上の店舗を持つチェーン店について、書籍、新聞、雑誌、薬品、農業、農業用フィルム、化学肥料、穀物、植物油、食糖、綿花等、それぞれ複数のブランドの商品を取り扱い、複数のサプライヤーから仕入れる場合、65%を超えない範囲での出資可	外資はメジャー出資不可
法律業	営業条件	香港の法律事務所が共同経営を行う本土法律事務所の専門弁護士(Full Time Lawyers)の人数制限を撤廃	20人を下回らないとする
	営業条件	香港の法律事務所の本土代表所代表の本土での滞在期間の規定を完全撤廃	深セン・広州以外の地域では年間で3ヶ月以上の滞在期間が必要
	就業範囲	本土の弁護士資格もしくは法律職業資格を取得し、本土の弁護士就業証を取得した香港住民は、本土の弁護士として、婚姻・相続(継承)に関わる案件の代理活動に従事可能	言及なし
会議・展覧サービス業	営業範囲	独資・合併・合作企業の香港・マカオでの展覧業務の経営可	境外での展覧業務提供不可
個人経営	業務範囲	経営範囲拡大：植物栽培、飼育、養殖、コンピューター修理サービス業(除くフランチャイズ)	営業範囲は、小売、飲食、理容・美容・ヘルスケア、浴場、家電・日用品修理サービス、貨物・技術サービスの輸出入、撮影・写真処理、クリーニング・染色、自動車・バイクの補修・メンテナンス業務(除くフランチャイズ)

(資料)香港政府発表資料をもとに三菱東京UFJ銀行香港支店業務開発室作成

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●鉄鋼業を整理整頓 1億トンの生産能力削減

国家発展改革委員会、商務部、国土資源部等8つの官庁が6月14日に共同で「鉄鋼業の総量規制・劣後企業の淘汰・構造調整加速に関する通知」を発表した。

具体的な措置として、①生産能力の厳格なコントロール(11・5 計画期間中(06～10 年)1 億トンの生産能力削減)、②老朽化設備の整理、③技術革新の支援、④企業の吸収合併促進(鉄鋼グループ上位 10 社で生産量を全体の半分以上に集約)、⑤業界の自律性の強化、⑥当局指導力の強化(地区毎に 5 ヶ年計画を策定)等を挙げている。背景には、無許可の新規プロジェクト立上げによる生産過剰、中国の鉄鋼消費量増大による資源・環境問題の惹起、生産設備の老朽化によるエネルギーの浪費、原材料価格高騰による企業収益の悪化等の問題が顕在化していることがあり、これらの問題の早期解決を図らなければ、今後貿易摩擦の拡大、赤字企業の増加、生産停止による失業者の増加、銀行の不良債権拡大等の問題に波及しかねないとの懸念がある。

3. 貿易・投資

●住宅積立金の個人所得税控除比率引上げ

財政部は 6 日、「財政部、国家税務総局の基本養老保険、基本医療保険、失業保険、住宅積立金に関する個人所得税控除政策に関する通知」を発表した。

同通知によると、企業及び個人の住宅積立金納付について、双方の積立が従業員本人の前年度平均月収の 12% 超に引上げられ、一方、納付した住宅積立金は個人所得税の課税所得から控除することが認められることになった。積立金の納付基準となる月収は、前年度の従業員平均月収の 3 倍を超えてはならず、具体的な基準は各地域の関連規定に準ずる。

なお、企業及び個人が上記基準を超過して納めた住宅積立金については、超過部分は同期間の賃金所得とし、個人所得税が課税される。

なお、北京市は従来通り、10% 以下という控除基準が適用される。

2. 産業

●中国初のエネルギー効率調査実施

国家統計局は中国全土を対象とした初のエネルギー効率調査(2005 年)を実施し、この程調査結果を公表した。単位GDP当りのエネルギー消費量を見ると、沿海部に比べ内陸部の数値が高く、経済発展とエネルギー利用の効率性との連関性が窺われる。なお、中国は第 11 次 5 ヶ年計画(2006～2010 年)で、エネルギー消費効率の 20% 向上を目標に設定している。

＜2005年 各省市の単位GDPエネルギー消費量＞

地域	単位GDP エネルギー消費 (トン標準炭)	単位GDP 電力消費 (kwh)	単位鉄工業生産高 エネルギー消費 (トン標準炭)
全国	1.22	1358.5	2.59
広東	0.79	1195.3	1.08
北京	0.80	828.5	1.50
上海	0.88	1007.2	1.18
江蘇	0.92	1198.2	1.67
天津	1.11	1040.8	1.45
重慶	1.42	1132.3	2.75
四川	1.53	1276.3	3.52
雲南	1.73	1604.6	3.55
貴州	3.25	2460.6	5.38
寧夏	4.14	4997.7	9.03

* 単位GDP=1万人民币元、単位鉄工業生産高=1万人民币元

4. 金融・為替

●4大国有商業銀行 2005 年度の決算報告発表

国有 4 大商業銀行の 2005 年度決算報告が出揃った。全体的に 4 行の資産内容は改善に向かっており、不良貸出残高と不良貸出比率は引続き低下しているが、農業銀行については株式制改革が進んでいないことから、不良貸出残高は 7,400 億元に上り、不良貸出比率は 26% と依然として高い水準にある。なお、資産総額のトップは工商銀行で 6.45 兆元、純利益のトップは建設銀行で 470 億元となっている。

＜2005年国有商業銀行の財務指標比較＞

	単位	工商銀行	中国銀行	建設銀行	農業銀行
純利益	億元	337.04	275.00	470.96	10.44
総資産	億元	64,541.06	47,428.06	45,857.42	47,710.19
ROA	%	0.59	0.72	1.11	NA
ROE	%	13.30	12.62	21.59	NA
不良貸出残高	億元	1,544.17	1,032.26	944.69	7,400.00
不良貸出比率	%	4.69	4.62	3.84	26.17
自己資本比率	%	9.89	10.42	13.57	NA
預金残高	億元	56,604.62	37,037.77	40,060.46	40,368.54
貸出残高	億元	32,895.53	21,518.93	23,953.13	28,292.91
新規貸出増加額	億元	2,168.07	876.00	2,309.72	2,392.19

(出所: 中国金融網)

EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上 隆介

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2006 年 6 月下旬から 7 月上旬にかけて公表された二つの規則を取りあげました。

法令・政策措置	概要
[規則] ● 「国家工商行政管理総局、商務部の外国投資者の株式権買収による外商投資広告企業の設立・運営に関する通知」(工商広字 [2006] 99 号、2006 年 4 月 11 日発布・実施) ● 「国家税務総局の外国企業工事請負の税務管理強化に関する通知 (国税発 [2006] 83 号、2006 年 6 月 8 日発布・実施)	中国の既存広告企業の買収許可に関する通知 外国企業の中国内での工事に対する税の徴収強化に関する通知

● M & A による外商投資広告企業の設立が許可

7 月 5 日に商務部のホームページで、4 月 11 日付の上記表中の通知が公表された。外国企業が中国に広告企業を設立する場合、これまでは新たに合弁・合作・独資企業を設立するしかなかった (独資は WTO 加盟時の承諾により 2005 年 12 月 11 日から許可) が、中国の既存の広告企業を買収することが許可された。

中国企業を買収については、2003 年に「外国投資者国内企業合併買収暫定施行規定」(対外貿易経済合作部・国家税務総局・国家工商行政管理総局・国家外貨管理局令第 3 号、2003 年 4 月 12 日施行) が制定され、それまで試験的にしか認められていなかったのが一般的に認められるようになった。

しかし、この規定は対外貿易経済合作部 (現商務部) が主管するものであり、他の部門が認可権を持つ外資制限プロジェクトについては、実際には買収が認められていなかった。外資の広告企業も国家工商行政管理総局が認可権を持っており、同様に認められていなかった。今般、この通知が出たことで、他の外資制限プロジェクトについても買収が認められる可能性があると思われる。今後の動きに注目しておきたい。

この通知のポイントは、次のとおり。認可条件が緩和されたわけではない点、ご注意いただきたい。

- (1) 外国投資者は、国内広告企業の一部の株式権を買収して合弁・合作の広告企業を設立してよく、また国内広告企業の全部の株式権を買収して外資 (独資) 広告企業を設立してよい。
- (2) ただし、出資者の資格要件、審査認可・登記手続きは、「外商投資広告企業管理規定」(国家工商行政管理総局・商務部令第 8 号、2004 年 3 月 2 日施行) の規定に従う。

ご参考：「外商投資広告企業管理規定」の出資者要件に関する規定

1. 合弁・合作広告企業の出資者要件 (第 9 条)
 - 中外双方とも広告業務を経営する企業であること。
 - 中外双方とも設立・運営して 2 年以上であること。
 - 広告経営実績があること。
2. 独資広告企業の出資者要件 (第 10 条)
 - 投資者は広告業務経営を主とする企業であること。
 - 投資者は設立・運営して 3 年以上であること。

●外国企業の工事請負に対する税の徴収が強化

6月8日付で国家税務総局から各省・自治区・直轄市・計画単列市の税務局に対し、上記表中の通知が発布された。この通知は、外国企業が中国で工事に従事した場合の税の徴収漏れをなくすよう指示したものだ。

通知では、次のように指摘されている。

- 目下、外国企業が中国で工事作業を請け負うプロジェクトが日増しに多くなっている。特に、オリンピック・万博の会場建設、交通・エネルギー建設などを含む国家重点プロジェクト建設に、ますます多く参加している。
- （国家税務）総局は、外国企業の税收管理を全面的に強化するという基礎の上に、各地の実情を結びつけ、重点的に税収源（注）情報の基礎工作を行うよう要求する。各級国家・地方税務部門は、緊密に協力し、当地の政府及び商務部門、发展改革委部門、建設部門、工商部門、税関、業界団体及び銀行などの決済部門と積極的、主体的に連絡を取り、早期に税収源の動きを把握し、内部手続きを改善し、分業責任を明確にし、責任追及を厳格に行い、徴収漏れや管理漏れの発生をなくさなければならない。
（注）税収源は、納税義務者または源泉徴収義務者のこと。
- 各級税務機関は各種宣伝方式を十分利用して、外国企業の租税政策及び租税協定の関係執行条項を納税義務者と源泉徴収義務者に宣伝し、それらに義務と責任を自覚させなければならない。
- モデルをつくり、点から面へ広げなければならない。重大な違法案件については、法に従って厳格に処置し、かつ選択的に国家税務総局に報告し、その許可を得て公表しなければならない。
- 各級税務機関は、以上の要求に従って手配、執行し、執行中に遭遇した問題、困難を適時に総局に反映しなければならない。また、執行状況を2006年11月末までに書面で総局（国際司）に報告すること。

上記を要約すると、中国で請負工事を行っている外国企業は、税務局から納税通告を受ける可能性があるということになるだろう。

本来、外国企業は中国内で工事に従事することができない。これは、「外商投資建築業企業管理規定」（建設部・対外貿易経済合作部令第113号、2002年12月1日施行）の制定に伴い、2004年4月1日以降、外国企業が「工事請負資質証」を取得することができなくなったためである。しかし、現実には、各種の工事に外国企業が従事している。国家税務総局としては、こうした現実を踏まえて、徴税強化を打ち出したものだろう。

そこで、日本企業としては、日中租税協定に定められるPE（恒久的施設）に認定されないよう注意する必要がある。PEに該当しない条件は、単一の工事が6ヵ月を超えないことだが、複数の関連工事の合計期間が6ヵ月を超える場合にはPEとなる。PEに認定された場合、企業所得税（一般に利益を収入の10～40%と推定して課税する方式がとられ、税率は33%）、営業税（収入に対し建設工事3%、コンサルティング5%などの税率で課税）、個人所得税（各出張者の給与を中国滞在日数で按分しその額に対応する税率で課税）の3つの税が課税される。

中国で工事や工事関連のコンサルティングなどを行っている企業は、PE課税の可能性について十分に検討されるようお勧めしたい。

（本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。）

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY	前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.07.03	7.9915	7.9915~8.0027	8.0027	0.0084	6.9833	0.0116	1.02950	0.0004	10.2140	0.0548	2.8860	1784.46	26.39
2006.07.04	7.9940	7.9940~8.0019	7.9995	-0.0032	-	-	1.02980	0.0003	-	-	2.0953	1767.90	-16.56
2006.07.05	7.9960	7.9950~7.9986	7.9958	-0.0037	6.9710	-0.0123	1.02906	-0.0007	-	-	2.0660	1807.33	39.42
2006.07.06	7.9955	7.9915~7.9966	7.9925	-0.0033	-	-	1.02843	-0.0006	-	-	2.0408	1831.31	23.98
2006.07.07	7.9930	7.9850~7.9968	7.9859	-0.0066	6.9432	-0.0278	1.02642	-0.0020	10.1970	-0.0170	2.0383	1819.21	-12.10

トピックス

【3日】

- 2日付新京報によると、人民元相場が2010年までの5年間、年率2~8%上昇し、2006年のGDP伸び率は年率2ケタを維持するとの研究報告を中国人民大学が発表した。
- 易 社会科学院エコノミストは、投資過熱の原因となっている信用供与に対する需要を抑えるため、当局がより積極的な利上げを行うべきであるとの見解を述べた。
- 銀行間外国為替市場は、外国為替取引システムに関し、国家外為管理局の承認を得て、8月1日から 人民元とポンドのスポット、フォワード、スワップ取引を導入する」ことを明らかにした。

【4日】

- 劉明康 中国銀行業監督管理委員会委員長は、「国内銀行を対象に、第2回目となる適格国内機関投資家(QDII)の認定を間もなく実施する見通し。QDIIの認定行は顧客資産の海外投資が可能となる」と述べた。
- 政府系紙の中国証券報は、人民元の対米ドルでの許容変動幅を拡大することが急務との見解を掲載した。
- 夏斌 国務院発展研究センター金融研究所所長によると、外貨準備を分散させる戦略の一環として、金価格が下落する局面を利用して金準備を増やすべきであり、また、政府は人民元の対米ドル変動幅を拡大すべきであるとの見解を示した。
- 中国証券報によると、国家発展改革委員会のマクロ経済研究院は、金融市場の流動性を一段と引き締めるべきであり、必要であれば急増する投資を抑制するための特別課税を検討すべきであるとの見解を示した。
- ロイター通信によると、先物規制改革案では、国内の先物ブローカーが一定の資本を満たしていれば、海外の先物市場での取引を認める方針とした。
- 魏本華 国家外為管理局副局長は、米ドル相場の見通しを悲観的には見ておらず、米ドルは依然として外貨準備の中で主要通貨だと指摘、米経済は世界最大の規模を持ち、適度な強さで拡大しているとの見方を示した。また、アジア通貨統合について、域内の経済格差を理由に欧州よりも実現に時間がかかるとの見解を示した。加えて、「施行から約1年になる通貨制度改革の評価にはさらなる時間が必要であり、為替制度の改善により機能性の向上を目指している」とし、外貨準備は「流動性の維持、安全性、収益性の3つの原則に基づいて管理する」とした。

【6日】

- 国家統計局によると第2四半期の中国企業信頼感指数は、前年同期比では4.0ポイント上昇したが、第1四半期の133.1から132.5に低下した。
- 中国紙は、政府が近く、投機抑制を狙いとし、同国に居住する外国人の不動産購入を制限すると報じた。

【7日】

- 米格付機関ムーディーズは、対外収支が改善基調にあることを理由に、中国の長期外貨建て債務格付け見通しを「ポジティブ」に変更した。
- 中国紙によると、監督当局による細則が整い次第、中国3大政策銀行から候補を選び、香港での人民元建て債券の発行を認可する可能性があるとの見解を述べた。
- 巴曙松 国務院発展研究センター金融研究所副所長は、人民元の変動幅を拡大させることが、過剰流動性問題への取り組みを支援し、投機抑制に役立つとの見解を示した。

RMB レビュー&アウトルック

- 3日、人民元は1米ドル7.9915元と制度変更後最高値を更新する水準で寄り付いた後、同日引け際に8.0027元まで急落したものの、翌日から再び上昇。7日には一時7.9850元と再び最高値を更新し、そのまま高値圏で越週している。過剰流動性が大きな問題となっているが、この解決策として、これまでの金利引き上げや総量規制の他に、為替相場維持の為の介入を減少させる為、為替変動幅の拡大が急務であるとの論調が現れ始めた。政府に近い筋からの発言でもあり、今後の動きに注目が必要である。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権法により保護されています。